

奨学金返還、企業など支援

「奨学金返還支援(代理返還)制度」をご存じだろうか。大学等に進学するために奨学金を受けていた従業員に対し、所属する企業等が返還残額の一部または全額を本人に代わって返還する制度だ。

日本学生支援機構のホームページによると、2024年10月末時点で全国の2,587社、幅広い業種の企業が同制度を利用している。県内の制度導入企業数は25年10月末時点で52社で、23年度末時点の15社から急増している。

制度を導入することで、売り手市場における採用競争の中で、他社との差別化ができるポイントとなる。さらに従業員への福利厚生として、若年層の早期離職を防ぐことにもつながる。

自治体が支援する制度も紹介したい。県は県内で活躍する若者を応援するため、県内での居住かつ就業等を条件に、大学等の奨学金返還額の一部を助成している。代理返還制度とも併用可能だ。

県内の複数の自治体でも独自の奨学金返還支援を行っている。熊野市は一定の条件のもと、熊野市に定住、定職した場合に奨学金返還額の一部を助成する。志摩市には個人への給付のほか、代理返還制度を活用する市内事業者に対し、市が返済額の一部を補助する制度がある。

伊賀市や紀宝町などでもそれぞれ支援制度が設けられている。県の制度と併用できるものもあるので、関心があれば条件等を確認いただきたい。

このような支援に対し、若者からは「奨学金の返済支援があれば県内で就職するかもしれない」「企業を選ぶ際に代理返還制度の有無をチェックしている」との声があるという。

若者が重視する福利厚生を充実させることが、人手不足に悩む企業にとって人材確保につながる一手となるかもしれない。

(会員事業部 研究員 中嶋 理可)